説明様式　２

関連病院担当医師・歯科医師用

【患者申出療養　定形対応】

**■患者申出療養とは？**

保険診療にない先進的な医療について、患者の申出を起点とし、研究として実施し、安全性・有効性等を確認しつつ、身近な医療機関で受けられるようにするための制度。

**患者申出療養の条件**

**■看護師・医師・歯科医師が患者に必ず確認／説明すること**

１．申出が「保険診療にない新しい治療法に関する問い合わせ」に該当し、かつ当該治療法について患者自らが進んで臨床試験を受けることを望んでいる。

２．新しい治療にかかる費用負担が、高額になる可能性も含めて説明し、了承されている。

**■医師・歯科医師が患者に必ず確認／説明すること**

１．申出の薬・機器は海外で承認され、かつ国内未承認である（当該診療科の知る限り）。

２．申出の薬・機器を用いた治験・臨床試験・先進医療は日本国内では実施されていない（当該診療科の知る限り）。

３．標準治療の実施が医学的理由で困難であり、患者の全身状態・病状は新たな臨床試験を行える状況にあると判断される。（例：１年以上PS 0-1が見込まれる）

４．当該診療科で概ね１年以内に臨床試験の立案ができる。

　＊PS：Performance Status全身状態の指標の一つで、患者さんの日常生活の制限の程を示もの。

関連病院医師はすべて当てはまる場合は、本院担当医師・歯科医師へ提出「確認様式１」